

令和6年度保育所保育料徴収基準額表

		保育料徴収額(月額 単位:円)						
		0・1・2歳児クラス(3号)			3・4・5歳児クラス(2号)			
階層	階層区分	定義	母子・父子家庭等	2人親家庭	標準時間	短時間	標準時間・短時間	
各月初日の在籍入所児童の属する世帯の階層区分	1	A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯含む)		0	0	0	
	2	B	A階層を除き当該年度の4月～8月分保育料の算定にあたっては前年度分の、当該年度の9月～3月分の保育料の算定にあたっては当該年度分の市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	
	3	C1	均等割額のみ	1人目…標準時間:3,000円 短時間:2,800円 2人目以降…無料	2人目…半額 3人目以降…無料	7,000	6,800	0
		C2	所得割の額45,000円未満			7,500	7,300	0
		C3	所得割の額45,000円以上48,600円未満			8,500	8,300	0
	4	D1	所得割の額48,600円以上50,500円未満			10,000	9,800	0
		D2	所得割の額50,500円以上54,500円未満			11,500	11,300	0
		D3	所得割の額54,500円以上 57,700円未満			13,000	12,800	0
			所得割の額57,700円以上59,000円未満			13,000	12,800	0
		D4	A階層を除き、当該年度の4月～8月分保育料の算定にあたっては前年度分の、当該年度の9月～3月分保育料の算定にあたっては当該年度分の市町村民税の額の区分が右欄の区分に該当する世帯			18,500	18,200	0
	5	D5	所得割の額59,000円以上 77,101円未満			上記の色付きの部分は、子どもが保護者と生計を同一にするのであれば、その子の年齢に関わらず、年齢の高い順に1人目の子ども、2人目の子ども、3人目以降の子どもとして、算定します。	18,500	18,200
		D6	所得割の額77,101円以上78,500円未満	24,000	23,600		0	
		D7	所得割の額78,500円以上97,000円未満	30,000	29,500		0	
		D8	所得割の額97,000円以上140,000円未満	36,000	35,400		0	
		D9	所得割の額140,000円以上149,000円未満	40,000	39,300		0	
	6	D10	所得割の額149,000円以上158,000円未満	43,500	42,800	0		
		D11	所得割の額158,000円以上169,000円未満	47,000	46,200	0		
		D12	所得割の額169,000円以上216,000円未満	49,000	48,100	0		
7	D13	所得割の額216,000円以上246,000円未満	51,000	50,100	0			
	D14	所得割の額246,000円以上301,000円未満	54,500	53,500	0			
8	D14	所得割の額301,000円以上397,000円未満	58,000	57,000	0			

①保育料算定の基準となる市町村民税額につきましては、配当控除、外国税控除、住宅取得控除、寄附金控除、ワンストップ特例控除は適用しません。

②同一世帯で2人以上の児童が入所(市立幼稚園、野間自由幼稚園、伊東聖母幼稚園、さくら園含む)している場合は、2人目以降の児童は2分の1の額とし、3人目以降の児童については無料となります。(ただし、③④除く)

③C階層及びD階層所得割額77,101円未満の世帯で、母子・父子家庭及び在宅障害児(者)のいる世帯は、保護者と生計が同一ならば、その子の年齢に関わらず年齢の高い順に1人目の子ども、2人目の子ども、3人目の子どもとし、1人目の児童が標準時間は3,000円に、短時間は2,800円になり、2人目以降の児童は無料となります。

④C階層及びD階層所得割額57,700円未満の2人親家庭の世帯は、保護者と生計が同一ならば、その子の年齢に関わらず年齢の高い順に1人目の子ども、2人目の子ども、3人目の子どもとし、2人目以降の児童は2分の1の額とし、3人目以降の児童については無料となります。

⑤2歳児クラスに属する児童が、年度の途中で3歳になり2号認定に切り替わっても、保育料は、0・1・2歳児クラスの徴収額のままとなります。

⑥3～5歳児クラスの保育料は、市民税額や世帯構成に関わらず、0円となります。ただし、一部の3～4歳児は副食費が徴収されます。